

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

- A 1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の付与等について、電波法(第11条及び第12条)の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の予備免許を受けた者から工事落成の期限(期限の延長があったときは、その期限)経過後 □A □以内に工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の □B □。

総務大臣は、第10条(落成後の検査)の規定による検査を行った結果、その無線設備が第6条(免許の申請)第1項第7号の工事設計(第9条(工事設計の変更)第1項の規定による変更があったときは、変更があったもの)に合致し、かつ、その無線従事者の資格(第39条(無線設備の操作)第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2(船舶局無線従事者証明)第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条(遭難通信責任者の配置等)第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。) □C □が第39条、第39条の13(アマチュア無線局の無線設備の操作)第40条(無線従事者の資格)及び第50条の規定に、その時計及び書類が第60条(時計、業務書類等の備付け)の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に對し免許を与えなければならない。

A	B	C
1 2週間	予備免許を取り消さなければならない	、員数及び業務経歴
2 2週間	免許を拒否しなければならない	及び員数
3 1箇月	予備免許を取り消さなければならない	及び員数
4 1箇月	免許を拒否しなければならない	、員数及び業務経歴

- A 2 次の記述は、無線局の免許内容の変更について、電波法(第17条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

免許人は、□A □、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。ただし、総務省令で定める □B □の軽微な事項については、この限りでない。

のただし書の事項について、□B □をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

の □B □ は、□C □ に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条(申請の審査)第1項第1号又は第2項第1号の □D □ に合致するものでなければならない。

A	B	C	D
1 通信の相手方	無線設備の変更の工事	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
2 通信の相手方	無線設備の設置場所の変更	無線局の開設目的	無線局の開設の根本的基準
3 無線局の種別、通信の相手方	無線設備の変更の工事	無線局の開設目的	技術基準
4 無線局の種別、通信の相手方	無線設備の設置場所の変更	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局の開設の根本的基準

- A 3 次の記述は、申請による周波数等の変更について、電波法(第19条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は無線局の予備免許を受けた者が □A □ の指定の変更を申請した場合において、□B □ があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B
1 無線局の目的、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用義務時間	混信の除去その他特に必要
2 無線局の目的、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用義務時間	電波の規整その他公益上必要
3 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間	混信の除去その他特に必要
4 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間	電波の規整その他公益上必要

A 4 次の記述は、電波の利用状況調査について、電波法（第26条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、□Aの作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね□Bごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（「利用状況調査」という。以下同じ。）を行ふものとする。

総務大臣は、必要があると認めるときは、□C、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

	A	B	C
1	無線設備の技術基準	5年	の期間の中間において
2	無線設備の技術基準	3年	の事項以外の事項について
3	周波数割当計画	5年	の事項以外の事項について
4	周波数割当計画	3年	の期間の中間において

A 5 次に掲げる機器のうち、A 1 海域、A 2 海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器に該当しないものはどれか、電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、1から5までのうちから一つ選べ。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものではないものとする。

- 1 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。）
- 2 捜索救助用レーダートランスポンダ
- 3 ナブテックス受信機（F 1 B電波 5 1 8 kHz を受信することができるものに限る。）
- 4 衛星非常用位置指示無線標識
- 5 船上通信設備

A 6 次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件について述べたものである。無線設備規則（第48条）の規定に照らし、誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの機能に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。
- 2 指示器は、表示面における不要の表示であって雨雪によるもの、海面によるもの及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。
- 3 2分以内に完全に動作するものであり、かつ、5秒以内に完全に動作することができる状態にあらかじめしておくことができるこ。
- 4 指示器は、船首方向を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）
- 5 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであり、当該指示器の操作をするためのつまみ類は、容易に見分けがついて使用しやすいものであること。

A 7 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について、電波法（第48条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以後において次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る□Aの課程を修了した日から起算して□Bを経過する日までの間第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。以下同じ。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する□Aの課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した□Aの課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き□B間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の□Aの課程を修了しなかったとき。
- (3) 第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の総務省令で定める□Cでなくなったとき。
- (4) 第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が□Bを超えたとき。

	A	B	C
1	訓練	5年	無線従事者の資格を有する者
2	訓練	3年	無線通信業務の経験を満たす者
3	講習	5年	無線通信業務の経験を満たす者
4	講習	3年	無線従事者の資格を有する者

A 8 次に掲げるもののうち、入港中の船舶の船舶局を運用してはならない場合はどれか。電波法（第62条）電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 ナブテックス受信機によって船舶の航行の安全に関する情報を受信する場合
- 2 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 4 156MHzを超え174MHz以下の周波数帯の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- 5 中短波帯又は短波帯の周波数の電波により船位通報に関する通信を行う場合

9 次の記述は、航空機局の通信連絡について、電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。規定により航空機局が連絡しなければならない航空局は、責任航空局又は交通情報航空局とする。ただし、Aに関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他のBを経由して行うことができる。
交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

- | A | B |
|------------|------------|
| 1 航空機の正常運航 | 航空局又は航空地球局 |
| 2 航空機の正常運航 | 航空機局 |
| 3 航空交通管制 | 航空局又は航空地球局 |
| 4 航空交通管制 | 航空機局 |

A 10 次の記述は、電源用蓄電池の充電について、無線局運用規則（第4条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、A十分に充電しておかなければならない。

義務船舶局の双方向無線電話の電源用蓄電池は、その船舶のB十分に充電しておかなければならない。

- | A | B |
|------------|---------|
| 1 1週間に1回以上 | 航行中は、常に |
| 2 1週間に1回以上 | 入港中に |
| 3 毎日 | 航行中は、常に |
| 4 毎日 | 入港中に |

A 11 次の記述は、固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局における呼出し又は応答の簡易化について、無線局運用規則（第126条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

空中線電力50ワット以下の無線設備を使用して呼出し又は応答を行う場合において、Aと認められるときは、第20条（呼出し）第1項第2号及び第3号（呼出事項における「こちらは 1回」及び「自局の呼出名称 3回以下」のことをいう。）又は第23条（応答）第2項第1号（応答事項における「相手局の呼出名称 3回以下」のことをいう。）に掲げる事項の送信を省略することができる。

の規定によりBに掲げる事項の送信を省略した無線局は、その通信中少なくとも1回以上Cを送信しなければならない。

- | A | B | C |
|---------------------|-----------------|----------|
| 1 確実に連絡の設定ができる | 第23条第2項第1号 | 相手局の呼出名称 |
| 2 確実に連絡の設定ができる | 第20条第1項第2号及び第3号 | 自局の呼出名称 |
| 3 他の通信に混信を与えるおそれがない | 第23条第2項第1号 | 自局の呼出名称 |
| 4 他の通信に混信を与えるおそれがない | 第20条第1項第2号及び第3号 | 相手局の呼出名称 |

A 12 次の記述は、遭難通信に関して述べたものである。電波法（第53条、第66条、第70条の6、第80条及び第105条）の規定に照らし、誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 5 無線局は、遭難通信を行う場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。

A 13 次の記述は、安全通信について、電波法（第68条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□A 安全通信を取り扱わなければならない。海岸局等は、□B 又は第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□C その安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 速やかに、かつ、確実に	警急信号若しくは安全信号	終了するまで
2 速やかに、かつ、確実に	安全信号	自局に関係のないことを確認するまで
3 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	警急信号若しくは安全信号	自局に関係のないことを確認するまで
4 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	安全信号	終了するまで

A 14 次の記述は、海上移動業務における各局あて緊急呼出し等について、無線局運用規則（第92条及び第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を無線電話により呼び出そうとするときは、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) □A （又は「緊急」） 3回
- (2) 各局 3回以下
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下
- (5) どうぞ 1回

通信可能の範囲内にある各無線局に対し、無線電話により同時に緊急通報（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第59条（各局あて同報）第1項の事項（通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときの送信事項のことをいう。）の前に、「□A」又は「緊急」を3回送信して行うものとする。

海上移動業務における緊急通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、□B 又は □C を使用して行うものとする。

A	B	C
1 パン パン	J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	通常通信電波
2 パン パン	A 3 E 電波 2 7 , 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	通常使用する呼出電波
3 セキュリテ	J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	通常使用する呼出電波
4 セキュリテ	A 3 E 電波 2 7 , 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	通常通信電波

A 15 次の記述は、義務船舶局等に備え付けておかなければならぬ表について、電波法施行規則（第28条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局には、Aに関する事項で総務大臣が告示するものを記載した表を備え付け、その無線設備のBを行う位置から容易にその記載事項を見ることができる箇所に掲げておかなければならぬ。

A	B
1 遭難通信の通信方法	通信操作
2 遭難通信の通信方法	試験又は調整
3 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	通信操作
4 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	試験又は調整

A 16 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法（第74条及び第74条の2）の規定に沿って述べたものである。

□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態がA場合においては、人命の救助、災害の救援、B又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

総務大臣は、に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

総務大臣は、に規定する措置を講じようとするときは、Cの協力を求めることができる。

A	B	C
1 発生するおそれがある	情報の収集	免許人又は登録人
2 発生するおそれがある	交通通信の確保	防災関係機関
3 発生し、又は発生するおそれがある	情報の収集	防災関係機関
4 発生し、又は発生するおそれがある	交通通信の確保	免許人又は登録人

A 17 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局の免許を取り消さなければならないときに該当するものはどれか、電波法（第75条）の規定に照らし、1から5までのうちから一つ選べ。

- 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
- 免許人が、不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限された場合において、これらの命令又は制限に従わないとき。
- 免許人が電波法第5条（欠格事由）第1項、第2項及び第4項の規定により無線局の免許を受けることができない者となったとき。

A 18 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について、国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、Aにおける人命の安全に関するすべての電気通信並びにBに関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病
2 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際連合の難民救済
3 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病
4 異なる国相互間	国際連合の難民救済

A 19 次の記述は、送信局の許可書に関して述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第18条）に規定されていないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのようないくつかの通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方となる受信局の設置者又は運用者に対して、必要に応じて許可書を発給することができる。

A 20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について、同条約（附属書第4章第6規則）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と□Aに両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- (2) できる限り□Bに設けること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しあつ□Cを備えること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

A	B	C
1 電気的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	必要に応じて取り外しができるもの
2 電気的	船舶の中央部	恒久的に取り付けられたもの
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	恒久的に取り付けられたもの
4 電磁的	船舶の中央部	必要に応じて取り外しができるもの

B 1 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法（第52条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された□ア又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (2) 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に□イに緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (3) 安全通信（船舶又は航空機の□ウするため安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (4) 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□エを利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）
- (5) □オの受信
- (6) その他総務省令で定める通信

- | | | |
|-----------------------------|--------|-----------------|
| 1 陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合 | 2 目的 | 3 電波の型式及び周波数 |
| 4 航行に対する重大な危険を予防 | 5 有線通信 | 6 安全かつ効率的な運航を確保 |
| 7 陥るおそれがある場合 | 8 放送 | 9 電気通信業務の通信 |
| 10 気象通報 | | |

B 2 次の記述は、主任無線従事者に関して述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- イ 無線局（アマチュア無線局及び総務省令で定めるものを除く。）の免許人又は登録人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線局の管理及び運用に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。
- ウ 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けなければ、モ - ルス符号を送り、又は受けける無線電信の操作を行ってはならない。
- エ 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人又は登録人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- オ 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人又は登録人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

B 3 次の記述は、海上移動業務における遭難通報に関する、無線局運用規則（第77条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、ア、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「イ」又は「遭難」
- (2) 遭難した船舶又は航空機のウ
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、エ及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び
オで示す距離によって表すことができる。

- | | | |
|----------------------------------|----------|----------|
| 1 遭難の種類 | 2 キロメートル | 3 メーデー |
| 4 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | 5 パン パン | 6 遭難の時刻 |
| 7 所有者又は運行者 | 8 海里 | 9 名称又は識別 |
| 10 その遭難呼出しに対して応答があったときはできる限り速やかに | | |

B 4 次の記述は、無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 免許状（放送をする無線局のものを除く。）には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- オ 無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあっては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあってはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあっては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

B 5 次の記述は、暗語について述べたものである。国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 暗語による私報は、すべての構成国において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。
- イ 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- ウ 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することを禁止する。
- エ 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
- オ 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認める場合においても、暗語による私報の中継を認めないことができる。